

やまた幼稚園への入園希望者各位

学校法人栗原学園
理事長 谷澤 満
やまた幼稚園
園長 西山 麻奈美

重要事項説明書

当学園が運営するやまた幼稚園を入園いただくに先立ち、貴殿が了知しておくべき重要事項を下記のとおり説明します。

記

1 運営主体

名 称	学校法人栗原学園
所在地	横浜市都筑区東山田町351-1
電話番号	045-592-4850
代表者職氏名	理事長 谷澤 満

2 施設概要

施設の種類	幼稚園
施設の名称	やまた幼稚園
施設の所在地	横浜市都筑区東山田町351-1
電話番号	045-592-4850
施設長	西山 麻奈美
受入年齢	年少児(満3歳を迎えた翌月～小学校就学前)
定員	455名
開設年月日	昭和44年1月29日

3 施設の目的及び運営の方針

3.1 当園の目的

やまた幼稚園(以下「当園」という。)は、学校教育法、私立学校法その他適用ある関連法令に基づき、自分で考え行動し、世界で活躍できる創造的な人財の基礎を培うものとして¹、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

3.2 当園の方針

当園は、保育の提供にあたり、遊びは学び²を方針とします。環境設定、観察、問いかけ

¹ Cultivate human capital who can think, act and leverage their own thoughts and activities globally

² Learn through play

を通じた、能動的な学びを重視し、保育者が教え、幼児が教わるというアプローチは、園生活の決まりを習得する局面、安全性を確保する局面、初めての技能を身につける局面、家庭で身につけていない言語を習得する局面など必要な限度にとどめます。

当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、当園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。

【解説】

当園が直接に保育にかかわることができるのは数年間に過ぎず、自明の理ですが、その子の教育についての責任は保護者が負うことになります。また、子どもが幼稚園で生活するのは1日4時間程度であり、起きて生活する時間の1/3程度に過ぎません。

幼児期において、子どもの健全な心身の発達を促すためには、大半の時間を過ごす家庭との緊密な連携が欠かせません。幼稚園は集団生活からの学びに適した場所であり、職員は、観察と問いかけを行うことを重視しています。

当園では、保護者に幼稚園における活動予定を事前にご案内し、その教育内容をより効果的にするためのご家庭への提案を行なっていきます。活動と関連性のある絵本の紹介や家庭での過ごし方などです。

2022年度は各種発行物の他、保護者会、個人面談といった機会を用意しました。保護者には、こういった機会を活用し、共に子どもの教育に取り組んでいただくことを前提に入園を許可しています。

4 設備の概要

敷地総面積	7,696㎡
建物総面積	1,842㎡

5 職員の職種、員数及び職務の内容 (2023年04月08日時点)

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務をつかさどり、所属職員を監督する
教諭	18人	幼児の保育をつかさどる
助教諭	29人	
講師	13人	
事務職員	3人	事務に従事する
用務員	23人	用務、バス運行、バス添乗

※ 上記職員の員数等は、在籍する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。また、兼任する場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

39週以上の保育を実施します。詳細は、当該年度の初日までに別途お知らせします。

7 保育の提供を行う時間

4時間（9:40-13:40）を標準時間とします。詳細は、当該年度の初日までに別途お知らせします。

8 提供する保育等の内容

当学園が、当園において提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

8.1 1学級あたりの幼児数

1学級の幼児数は、学校教育法第3条及び幼稚園設置基準第3条の定める所により、35人以下を原則とする。ただし、38人を上回らないものとする。

8.2 時間外保育等の提供

在園児を対象に、登園日の17:00まで預かり保育「まるん」を実施しています。開室日、利用料等については、別途お知らせします。

また、長時間の預かり保育も7:30~18:30まで実施しています。こちらは横浜市型認定預かり保育の助成の対象になっておりますので、横浜市民の方は補助が受けられます。川崎市民の方は、利用者ご自身で川崎市に請求していただく補助制度があります。その他の方は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

8.3 給食の提供

希望者向けに、別途給食代を受領し給食の提供を行います。

料金は2023年度は1食あたり583円です。市場の実勢等に鑑み見直す場合があります。年単位で、週2回から5回までの間で提供する予定です。

8.4 小学生向け事業の実施

小学生向けに英語教育「Beyondia」とピアノ教室「Beyondia Musica」をそれぞれ実施しています。2023年はBeyondiaには223名在籍しています(2023年4月1日時点)。

9 保護者から受領する費用の種類及び金額

当学園が定める保育料等をお支払いいただきます。お支払方法は、別途お知らせします。

10 在籍に関する事項

10.1 入学手続

園児の保護者が当学園に園児にかかる教育及び保育を委託し、当学園が受託することにより当学園と保護者との間に対象となる幼児の教育に関する委任契約が成立するものとします。入園を希望する保護者が当園所定の申込書類を当園宛に提出し、当園の入園許可を受けて、当園所定の入園金等の支払いを行い、当該書類の提出及び支払いが当園が確認できた時点において、当該委任契約は成立し、対象となる幼児は入園予定者として扱われるものとします。

10.2 退園手続

幼児の教育に関する委任契約は、次の場合に終了します。

- a 在園児が小学校に就学する場合
- b 保護者から退園の申出があったとき。
- c その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合

10.3 懲戒処分

- (1) 当園は、次の各号に掲げる場合は、保護者に対し、口頭注意、文書注意、園児の登園停止等の処分を行います。
- a 在園児の保護者に当学園及び当園の目的や方針に反する言動がある場合
 - b 在園児の保護者に当学園及び当園の目的や方針に賛同できない場合
 - c 在園児の保護者が当学園に納める費用を1ヶ月以上滞納した場合
 - d 駐車違反による交通法規の違背など、当園が地域住民との良好な関係を築くことを困難にする恐れがあると当園が認める場合
 - e 本運営規程に定める在園児の保護者の遵守事項、重要事項その他当学園が定める当園の決まりごとを遵守しなかった場合
- (2) 前項に掲げる措置にかかわらず、前項各号に掲げる事由が解消しない場合には、施設長は、当学園の理事長の決定を経た上で、退園処分又は除籍処分を行ないます。

11 嘱託医

当学園は、2023年4月1日時点において、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	そがこどもクリニック
医師名	曾我 恭司
所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎中央1-2センター南光ビル4F
電話番号	045-941-4976

12 緊急時等における対応方法

当学園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、在園児に体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び所轄官庁に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか近隣の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じます。

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	避難用リュック、食糧、ミネラルウォーター、懐中電灯、生活用水、簡易トイレ、ラジオ、ティッシュペーパー、ヘルメット、拡声器他
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。また、緊急連絡配信システムによりメール配信を致します。
避難場所	山田小学校(横浜市都筑区東山田3-29-1) ☎045-592-3615

14 苦情・要望等に係る相談窓口

当学園では、当園の苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。匿名の場合は、責任ある対応を致しかねますので予めご了承ください。	
第三者委員	竹下 洋史	電話番号 03-6380-0873
		当学園監事 弁護士

15 園児に対する保険内容

当学園は、当園の在園児を対象として、日本スポーツ振興センターの児童災害共済の保険に加入しています。

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ・ 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・ 学校給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 熱中症 ・ 溺水 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾患 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される		障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000万円 (通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 (通学(園)中の場合 1,500万円)
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 (通学(園)中の場合も同額)

詳細は、別途配布する「日本スポーツ振興センター保険のしおり」を御確認ください。
(平成31年3月31日以前に生じた障害・死亡に係る障害見舞金額、死亡見舞金額は上記と異なります。)

16 虐待の防止のための措置

当学園は、当園における保育・教育の提供中に、養育者(園児の保護者等子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課・児童相談所等当園を所管する適切な機関に通告します。

17 その他利用にあたっての留意事項①登園への送迎方法

地域に愛される幼稚園を運営するためには、近隣住民の方と良好な関係を築くことが不可欠です。昨今では、違法駐車対策のために保育者の手が取られ、送迎時間中の保育が手薄になる事例も散見されています。このような事例は、当学園が考える子どもの最善の利益にかなうものではありません。当園を在園児及びその保護者は、当園への届出がない限り、日常的に自家用車で送迎を行なうことを禁止します。日常的に自家用車で送迎を行おうとする場合は、駐車場利用に関する同意書など当学園が求める書類の写しを添えて届け出てください。

18 その他利用にあたっての留意事項②投薬について

当園では、当園の指定する医師の承認並びに当学園の免責を定めた同意書の提出など、所定の手続きを経ない限り、投薬は致しません。

19 その他利用にあたっての留意事項③禁止事項

在園児及びその保護者は、当園では、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとします。

20 その他利用にあたっての留意事項④遵守事項

在園児及びその保護者は、運営規程の他、誓約書(別紙参照)、当園のしおりやお便りなどの発行書類にある約束事を遵守するものとします。

保育料・費用等一覧

費目	金額	(円) 支払時期	備考
入園金	175,000	入園時	*1
保育料	51,000	月額	*2 *3
冷暖房費	1000	月額	*2
保護者活動費	150	月額	*2
教材費等	25,000	入園進級時、年	*4
車両維持費	8,000	月額	*2
給食費	583	1食あたり	*5
制服、靴等	別途	入園時、都度	

*1 入園金を入金後に転勤その他の事情により願書を取下げの場合は事務手数料として30,000円を申し受けます。

*2 保育料、保護者活動費、冷暖房費等は長期欠席でも納めていただきます。

*3 当園は幼児教育無償化の対象園となっております。詳細は、お住まいの市区町村のWebsiteをご覧ください。

*4 概算です。当園は、その時の子ども達の成長度合いや関心事に応じて随時、カリキュラムを見直しております。保育内容やカリキュラムに応じて、教材費の内容は異なります。なお、2023年度(実績)は、年少 35,275円、年中 14,644円、年長54,706円です。

*5 別途ご案内します。

- ・ 上記にかかる銀行引き落とし手数料については、別途実費を保護者が負担するものとします。
- ・ 上記費用は、市場の実勢に鑑みて改訂する場合があります。

入園願書の提出にあたっての誓約事項

- 1 貴園に入園願書を申し込むにあたって、貴園の運営方針及び本誓約事項を理解してこれに従うとともに、本人に関する一切の責任を負うことを誓約します。
- 2 園児に関する個人情報について、貴園の個人情報管理規程を理解し、貴園に対して提出する個人情報(入園に際して提出する「願書」及び入園後に提出する「家庭連絡票」を含みますが、これに限りません。)を、貴園が、以下の目的に使用することに同意します。
 - ・ 国県市町村等の監督官庁に対して、「学校基本調査」等の調査及び「幼児教育・保育の無償化」等公的補助金申請に必要な書類を作成すること
 - ・ 法律に基づき、作成保存義務を負担する書類(「幼稚園幼児指導要録」)、「幼児健康診断票」を作成し、文部科学省管轄の学校として、教育目的に基づき進学先との連携を図るため、幼稚園幼児指導要録(抄本)を進学先に提供すること
 - ・ 国県市町村等の監督官庁及び貴園の加盟する幼稚園連盟その他の幼児教育機関等に提供すること
 - ・ 園内での負傷・疾病について治療を行う場合で、指定の緊急連絡先に連絡したにもかかわらず、保護者に連絡がつかないときに、医療機関等に対して、家庭連絡票等に記載の個人情報を提供すること
 - ・ 貴園が加入する保険契約(日本スポーツ振興センターを含みますが、これに限りません。)の締結、及び給付申請に必要な情報を、契約の相手方その他の関係者に提供すること
 - ・ 貴園が園児の情報を管理するために、株式会社サンロフト及び株式会社セールスフォース・ドットコム、米国セールスフォース・ドットコム、株式会社iSoulその他の第三者の提供するサービスを利用し、個人情報を提供すること
- 3 園児及び保護者について、貴園に在籍中に貴園が撮影した写真及び映像等の個人肖像及び園児が制作した物について、貴園が、貴園の教育目的、広報目的に利用すること(Websiteや横浜市営地下鉄グリーンビジョンその他の対外的な掲示に限りません。)を理解し、個人肖像や制作物について、当該本人が識別される場合には保護者の求めに応じて速やかに利用又は掲載を停止できることを条件として、かかる利用について同意します。
- 4 貴園から、関係諸機関(地域療育センターを含みますが、これに限りません。)に対して相談をするよう推奨されたときは、次に掲げる事項を誓約します。
 - ・ 速やかに推奨された当該機関へ相談をし、指定された期間までに結果について報告すること
 - ・ 診断書の提出を求められた場合は、速やかに自費負担にて貴園に提出すること
 - ・ 貴園の指示に従って、関係諸機関における保育を受けること
- 5 指定された期限までに口座振替用の口座を開設します。また、保育料、教材費その他の定められた費用は貴園の指定する期限までに貴園が指定する方法で納入します。貴園が口座引き落としの方法を指定したにもかかわらず、期限までに口座引き落としの方法により納

入できなかった場合は、事務手数料として500円程度を加算した額を納入します。貴園が認める方法で納入しなかった場合又は期限までに納入しなかった場合は、登園停止その他の処分に服すること、また、3ヶ月以上滞納した場合は退園処分に服することを誓約します。

- 6 貴園の職員から園児の引渡を受けた後、園児が引き続き貴園の施設内で遊ぶときは、保護者の監督及び責任の下にあることを理解しており、次に掲げる事項を誓約します。
 - ・ 引渡し前の園児の保育に支障がないようにすること
 - ・ 立入り禁止地域へ入り込むことがないよう、目を離さずに監督すること
 - ・ 指定された最終降園時刻までに降園すること
- 7 バスを利用する際には、やまた幼稚園に園児を通わせている保護者として、停留所において近隣の迷惑にならないように配慮し、乗降車後は速やかに帰宅することを誓約します。
- 8 貴園から園児その他の事項について面談を求められた場合は、指定された期限までに面談に応じることを誓約します。
- 9 バクの会、やまた文庫、おはなしぽんぽこ、やぎさん郵便、その他の保護者活動に参加するにあたっては、所定の規約の他、貴園の指示に従うことを誓約します。
- 10 本誓約事項に違反した場合は、登園停止、退園処分その他如何なる処分に服することを誓約します。

以上